

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく
税制措置の特別償却を行わないことについての理由書

(理由)

即時償却ができる特定経営力向上設備等の特別償却（措法 42 の 12 の 4①）や特別償却が高い地域経済牽引事業の促進区域内における特定事業用機械等の特別償却（措法 42 の 11 の 2 ①）を適用したため。

(対象物の設置場所等)

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓〇〇〇番地

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

宮崎県〇〇市〇〇〇番地

(事業所の名称)

株式会社 〇〇〇

(代表者氏名)

代表取締役 〇〇 〇〇